



ストックオプションとしての新株予約権に関するお知らせ (2011年05月27日)

当社は、平成23年5月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、常務役員および当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、および会社法361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社の取締役等に割り当てる新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、平成23年6月21日開催予定の当社第88回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1.新株予約権を無償で発行する理由

当社および当社子会社(アイシン精機株式会社、アイシン高丘株式会社、アイシン化工株式会社、アイシン・エイ・ダブリュ株式会社、アイシン軽金属株式会社、アイシン開発株式会社、アイシン機工株式会社、アイシン・エーアイ株式会社、アイシン辰栄株式会社、アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社、豊生ブレーキ工業株式会社、株式会社アドヴィックス)の業績向上および連結の企業価値向上への意欲や士気を一層高めるため、当社取締役、常務役員および当社子会社の取締役に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

2.新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の割当を受ける者

当社取締役、常務役員および当社子会社の取締役

(2)募集新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 1,300,000株を上限とする。

ただし、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。)株式数が調整される場合には、調整後株式数に募集する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3)募集新株予約権の総数

13,000個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、付与株式数は新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、各新株予約権の行使により発行する株式数は次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

(4)新株予約権と引換えに払込む金銭

本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日が属する月の前月の各日(普通取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とするものとする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6)新株予約権の行使期間

平成25年8月1日から平成29年7月31日まで

(7)新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限りこれを行うことができるものとする。

② 新株予約権者は、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、直ちに新株予約権を喪失し、当社に対して無償で返還するものとする。

③ その他の新株予約権の権利行使条件については、当社における定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」によるものとする。

(8)新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(9)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

※参考 平成23年3月末日時点において、ブラック・ショールズ・モデルにより簡易に算定した発行価額は、849円/株となります。

(注)新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、上記について平成23年6月21日開催予定の当社第88回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会后に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。